

令和 5 年 10 月 2 日

教 育 長
会 計 管 理 者
各 課 (局) 長 } 様

鳩山町長 小峰 孝雄

令和 6 年度予算編成方針について（通知）

国では「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、「コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方で、世界的な物価高騰、急速に進行する少子化、気候変動や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築など、我々の意識の変化や社会変革を求める構造的な課題に直面している」としている。こうした「時代の転換点とも言える構造的な課題の克服に向け、官民連携による 投資の拡大、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速、少子化対策・こども政策の抜本強化などに取り組むことで成長と分配の好循環を実現すること」としている。

このような国の経済・財政状況等を踏まえつつ、町の令和 6 年度予算は、第 6 次鳩山町総合計画のめざす将来像である、「暮しに幸せを感じるまち HAPPY TOWN はとやま～住んでみたい、住み続けたいまち～」を実現するため、下記に示す「令和 6 年度町政運営及び予算編成基本方針」を踏まえた上で、職員全員が事業内容や効果等を十分に精査し、改革を断行する決意で予算編成に臨まれたい。

記

1 令和 6 年度町政運営及び予算編成基本方針

（1）近年の状況

公共施設等の整備については、今宿地区においては、平成 6 年から始まった毛呂山・越生都市計画事業今宿東土地区画整理事業が令和 2 年 3 月に工事等が完了し、住環境を整備・改善することができた。

また、ニュータウン地区についても、ニュータウン地域再生創造事業（都市再構築戦略事業）として、国の社会資本整備総合交付金を活用し、地域包括ケアセンター整備をはじめ、多世代活動交流センター耐震補強及び改修工事などの施設整備の取り組みが令和 2 年度に完了し、鳩山町福祉健康・多世代交流複合施設「はーとんスクエア」として整備することができた。

さらに、亀井地区では、埼玉西部クリーンセンター整備と連携した北部地域活性化事業に取り組んでおり、埼玉西部環境保全組合から交付される周辺対策事業に係る負担金等を活用して、町道整備及び農業用ため池改修のほか、令和 2 年度には泉井交流体験エリア及び上熊井農産物直売施設「ちょっくま」整備などを行った。令

和5年4月には、埼玉西部クリーンセンターも本稼働している。

このように、町のインフラ整備は全体的に進んできている。

(2) 令和6年度の課題

令和2年度に行った総合計画・都市マスタープラン町民意識調査（調査期間：令和2年12月22日から令和3年2月18日）では、幸福度について調査した結果、約7割の町民が今幸せと感じていると回答しており、かなり高い数値を示している。さらに、この調査内容をクロス集計により町の強みを分析すると、「自然景観が豊かで、静かで心が休まる、地震に強い、交通事故が少ない、犯罪が少ない、健康である」といった安全・安心や健康面での評価が高い。このため、本町の強みとなっている安全・安心、そして健康なまちづくり施策等を継続して取り組むとともに、町の相談支援や見守り活動を充実させ、福祉サービスも含めた、安全・安心で健康なまちづくり施策等を継続して推進する必要がある。

一方、「(1) 近年の状況」で示したとおり、町のインフラ整備は全体的に進んでおり、公共交通もデマンドタクシーの町外運行及び土日運行の実施など、令和4年度から大幅な見直しを行っている。このような状況を踏まえ、令和6年度は整備した施設の活用を含め、以下に示す町の課題となっている面を改善する施策を実施する必要がある。

本町では、少子高齢化が著しく進んでいる。このため、少子高齢化対策の一環として、子育て支援策及び移住推進策に今まで以上に取り組む必要がある。

次に、令和5年度に引き続き、未だに収束していない新型コロナウイルスのほか、昨今増えている他の感染症等の対策に全力で取り組む必要もある。

次に、令和4年7月12日の大雨では、床上・床下浸水、道路の冠水、倒木、土砂崩れなど、本町としては大規模な災害となった。この教訓を活かすためにも、町の防災力を高める施策に取り組む必要がある。また、空き巣等の被害も増えているので、地域の防犯対策も検討する必要がある。

次に、令和5年4月に本稼働した「埼玉西部クリーンセンター」と連携して実施している北部地域活性化事業を継続して取り組むとともに、すでに整備した施設等を活用した活性化策に取り組んでいく必要がある。

次に、令和3年5月11日、本町の元職員が官製談合防止法違反等の容疑により埼玉県警察に逮捕され、同年6月2日に起訴されるという重大な不祥事が発生したことなどもあり、令和2年度の町一般会計決算は不認定となってしまった。このような重大な不祥事の発生を防げなかったことを重く受け止め、令和3年度から5年度にかけて入札・契約制度や執行管理体制の見直しを実施し、制度的な面の改善は進んだといえる。今後は、入札・契約制度の改善及び町職員のコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを継続的に推進する必要がある。

次に、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている。本町においても、少子高齢化等により厳しい財政状況が見込まれる中で、今後、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、鳩山町公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づく施設の活用・統廃合等に取り組む必要がある。

次に、デジタル技術やAI（人口知能）等の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げるとともに、町職員の残業を減らしてワ

一ライフバランスを整えるため、町のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向けて、必要な取り組みを加速することが必要である。

次に、本町の財政状況は、近年の大型公共事業による町債残高の増加とそれに伴い実質公債費比率、将来負担比率が年々上昇しており、極めて厳しい財政状況となっている。しかし、令和2年度に鳩山町町債残高削減計画を策定して、財政健全化に取り組んだ結果、令和4年度末の町債残高は65億6,105万7千円となり、前年度に比べ4億9,047万6千円、7.0%の減少と大きく減少している。しかし、将来負担比率等は近隣自治体と比較しても依然高い状況であり、今後とも町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、町債残高の削減に取り組むことが必要である。

以上の課題を踏まえて、令和6年度は次に示す基本方針に基づき、町政運営及び予算編成にあたるものとする。

(3) 令和6年度鳩山町町政運営及び予算編成基本方針

第6次鳩山町総合計画のめざす将来像である、「暮しに幸せを感じるまちHAPPY TOWN はとやま～住んでみたい、住み続けたいまち～」の実現を目指して、令和6年度は以下の内容を予算編成の基本方針とし、重点的に取り組むこととする。

1. 町民が暮しに幸せを感じるための基本となる「安全・安心で健康なまちづくり」施策等を継続して推進すること。
 - (1) 障がい者を含めた、子どもから高齢者までの包括的な支援事業（地域共生社会）の推進（特に重層的な支援体制整備として総合相談支援事業の充実を図るため事業の再構築を実施）に継続的に取り組むこと。
 - (2) 高齢者施策の充実を図るとともに、町民が生涯活躍できる町を目指し、「運動・栄養・社会参加（特に社会参加は「心の健康」⇒居場所づくり、仲間づくり、生きがいづくりなど⇒具体的には生涯学習活動・高齢者の就労、ボランティア活動、健康づくり事業、サロン事業、食事会、起業支援事業等への参加など）」の3本柱を基礎とした健康づくり事業を継続的に取り組むこと。また、健康づくり事業に取り組む成果として、健康寿命の延伸及び介護保険料を全国で一番安くすることを目標に取り組むこと。
 - (3) 新型コロナウイルス等の感染症防止事業に継続的に取り組むとともに、高齢者対策の一環として、加齢とともにリスクが増加する帯状疱疹ワクチン接種費用等の助成なども検討すること。
 - (4) 防犯・交通安全事業に継続的に取り組むとともに、防犯パトロールなど地域住民が参画した取り組みを推進すること。
2. 防災（主に大雨・地震対策）事業に継続的に取り組むこと。
 - (1) 現在、埼玉県が進めている鳩川河川改修事業及び県道岩殿岩井線の重郎橋架け替え事業に併せて、重郎橋付近の内水対策を検討し、大雨時の安全度の向上に取り組むこと。

- (2) 防災訓練など地域住民が参画した取り組みや町民への災害情報の迅速な情報提供を推進すること。

3. 町の少子高齢化対策の一環として、子育て支援及び移住推進に今まで以上に取り組むこと。

- (1) 子育て世帯への新たな移住推進施策（移住者への住宅リフォーム補助金など）の検討を行うこと。
- (2) 子育て支援策の充実を図るため、組織の充実を図るとともに、第2子以降の保育料無償化、学校給食費無償化を行うこと。また、英語教育の充実、就学した子どもが安全に遊べる場の整備などの検討を行うこと。
- (3) 幼児教育の充実を図るため、町立幼稚園魅力アップ計画（3年保育の実施・保育時間の延長・学校給食の導入）に基づく事業を実施すること。
- (4) 第2次鳩山町空家等対策計画に基づき、空き家等の活用促進を行うため、鳩山町老朽空家等除却費補助金の拡充を検討するとともに、鳩山町空家等対策協議会での特定空家等及び管理不全空家等の認定を適切に実施し、地域の生活環境の保全に向けて取り組むこと。

4. 地域活性化施策に取り組むこと。

- (1) 北部地域活性化に伴う第2期取組方針（泉井地区・上熊井地区）に基づき、方針に位置付けた事業に取り組むこと。また、すでに整備した施設等を活用し、地域活性化を図ること。
- (2) 今宿地区への企業誘致に取り組むこと。
- (3) 令和6年度から7年度にかけて「史跡南比企窓跡保存活用計画」を策定し、国指定文化財を活用した町の活性化施策を具体的に検討すること。
- (4) 「鳩山町地域公共交通計画」に基づき、デマンドタクシー及び町営路線バスの運行等の充実を図ること。

5. 町のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向けて、必要な取り組みを加速すること。

- (1) 国の地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく、基幹系システムの標準化等を令和7年度までに実施できるように取り組むこと。
- (2) 国の補助金等を活用して、鳩山版「書かない窓口」などのDXの推進を検討すること。

6. 入札・契約制度の改善及び町職員のコンプライアンス意識の向上に向けて継続的に取り組むこと。

- (1) 鳩山町不正事件に係る再発防止対策報告書（最終報告書）に基づいた取り組みを継続的に実施すること。

7. 財政健全化に取り組むこと。

- (1) 町の財政健全化を推進するため、鳩山町町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、町債残高の削減に取り組むこと。

- (2) 少子高齢化等により厳しい財政状況が見込まれる中で、今後、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、鳩山町公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づく施設の活用・統廃合等に取り組むこと。
8. 今後、求められる政策推進などに対応するための組織体制の見直しを実施すること。
- (1) 令和 6 年度は、クリーンセンター鳩山の本稼働に伴う対応（組合管理者が鳩山町長に移管となった場合に備えた町職員派遣の準備）、北部地域等（企業誘致含む）の地域活性化事業の実施、少子化対策（子育て支援・移住推進対策含む）の実施、町職員の定年延長・育児休暇の推進などに対応した町組織の見直しを令和 6 年度から実施できるように検討すること。

2 令和 6 年度財政見通し

令和 6 年度の財政見通しは次のとおりである。

なお、別添資料として「本町の財政状況と決算分析」を添付したので参考とされたい。

(1) 令和 6 年度の動向

①歳入

町税は、令和 4 年度決算額及び令和 5 年度当初予算額を下回る見込みとなっている。なお、「令和 6 年度の地方財政の課題」（8 月 31 日総務省）では、仮試算ではあるが令和 4 年度の税収入実績が好調であったことから地方税の税収は伸びると予測されている。

地方交付税（普通交付税）については、本町の令和 5 年度交付決定額が当初予算額を上回り、国の令和 6 年度概算要求では「経済財政運営と改革の基本方針 2023」等を踏まえ、令和 5 年度地方財政計画の一般財源総額と同水準を確保するとされており、出口ベースの総額は前年度比 2,079 億円（1.1%）の増となっているが、年末までに行われる国の予算編成の動向次第では、変動が生じる可能性があるため、その動向に注視する必要がある。

②歳出

令和 5 年度当初予算は、令和 4 年度当初予算の 56.78 億円から 3.69 億円減少し、53.09 億円となった。なお、令和 5 年度予算の概算要求（令和 4 年 11 月 21 日時点）における歳出要求額は 53.14 億円であったが、約 3.32 億円の財源不足額が生じた。このため、歳入の交付金等や地方財政対策に基づく地方交付税の再精査をはじめ、特定目的基金の活用などによる歳入確保に努めたが、財政調整基金を約 1.15 億円の取り崩しを行うことで予算を編成した。

令和 6 年度予算においては、北部地域活性化事業の継続、人件費や補助費などの増加が想定される。

(2) 岁入歳出見込額の仮試算

①歳入の仮試算

令和6年度の歳入見込額について、「表－1 令和6年度歳入見込額（予算編成方針時点）」のとおり、仮試算を行った。

この仮試算では、主要な一般財源である町税、地方交付税等については、令和6年度の動向や近年の推移等に基づき試算した。

●仮試算概要

(単位：千円)

	令和5年度 当初予算	令和6年度 予算編成方針	比較 (R6-R5)
(1) 臨時一般財源	347,960	202,574	-145,386
(2) 経常一般財源	3,777,864	3,814,013	36,149
○小計	4,125,824	4,016,587	-109,237
(3) 臨時特定財源	325,623	346,116	20,493
(4) 経常特定財源	857,553	846,797	-10,756
●合計	5,309,000	5,209,500	-99,500

②歳出の仮試算

令和6年度の歳出見込額について、「表－2 令和6年度歳出見込額（予算編成方針時点）」のとおり、歳出を性質別に区分し仮試算を行った。

この仮試算では、性質別区分ごとに、令和6年度に予定されている普通建設事業や個別要因、近年の決算推移等に基づき試算した。

●仮試算概要

(単位：千円)

区 分	R5	R6歳出見込額（編成方針）		
	予算額	見込額	対前年度増減	
			増減額	増減率
1 人件費	1,045,449	1,067,300	21,851	2.1%
2 物件費	861,521	872,900	11,379	1.3%
3 維持補修費	44,740	47,400	2,660	5.9%
4 扶助費	718,554	723,100	4,546	0.6%
5 補助費等	1,124,778	1,137,700	12,922	1.1%
6 普通建設事業費	163,781	269,796	106,015	64.7%
8 公債費	679,344	610,400	-68,944	-10.1%
9 積立金	90,690	90,699	9	0.0%
12 繰出金	572,138	581,200	9,062	1.6%
その他	8,005	8,005	0	0.0%
●仮試算合計	5,309,000	5,408,500	99,500	1.9%

(3) 歳入歳出乖離額（財源不足額）

令和 6 年度の歳入見込額と歳出見込額の乖離額は、次のとおり 1 億 9,900 万円となつた。

令和 6 年度歳入見込額（予算編成方針）	5, 209, 500 千円
令和 6 年度歳出見込額（予算編成方針）	5, 408, 500 千円
歳入歳出乖離額（財源不足額）	199, 000 千円

表一1 令和6年度歳入見込額（予算編成方針時点）

令和6年度予算編成方針 岁入見込額			
5,209,500千円			

(単位：千円)

	R5年度財源内訳				R6年度財源内訳（見込）			
	臨・特 (a)	経・特 (b)	臨・一 (c)	経・一 (d)	臨・特 (a)	経・特 (b)	臨・一 (c)	経・一 (d)
1 町税				1,658,546				1,631,200
2 地方譲与税				64,800				66,000
3 利子割交付金				500				500
4 配当割交付金				9,000				8,500
5 株式等譲渡所得割交付金				7,000				6,500
6 法人事業税交付金				15,000				14,000
7 地方消費税交付金				285,000				287,000
8 ゴルフ場利用税交付金				94,000				94,000
9 環境性能割交付金				7,000				10,000
10 地方特例交付金				6,000				7,000
11 地方交付税			85,000	1,580,000			85,000	1,641,000
12 交通安全対策特別交付金				2,000				2,000
13 分担金及び負担金		12,009	1			11,999	1	
14 使用料及び手数料		11,735		8,422		11,702		8,398
15 国庫支出金	45,780	449,276			42,633	418,267		
16 県支出金	34,583	323,738			37,095	347,305		
17 財産収入	62	6,480	3	23,788	56	5,981	5	21,958
18 寄附金	75,000		1		75,000			
19 繰入金	57,596		119,437		33,200			
20 繰越金			80,000				80,000	
21 諸収入	5,202	54,315	18,518	16,808	4,932	51,543	17,568	15,957
22 町債	107,400		45,000		153,200		20,000	
自主財源	137,860	84,539	217,960	1,707,564	113,188	81,225	97,574	1,677,513
依存財源	187,763	773,014	130,000	2,070,300	232,928	765,572	105,000	2,136,500
合計	325,623	857,553	347,960	3,777,864	346,116	846,797	202,574	3,814,013
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
再計	1,183,176 ⑨ (①+②)		4,125,824 ⑩ (③+④)		1,192,913 ⑪ (⑤+⑥)		4,016,587 ⑫ (⑦+⑧)	
歳入見込額		5,309,000 ⑨+⑩			5,209,500 ⑪+⑫			

●想定

○町税	5年度当初予算額から1.5%程度の減少を想定
○交付金等	近年の決算額の推移を参考に想定
○地方交付税	①普通交付税・・・5年度交付基準額から町税収入の減少等を考慮して想定 ②特別交付税・・・5年当初予算額と同額を想定
○繰入金	財政調整基金繰入は「0」としている
○繰越金	5年当初予算額と同額を想定
○町債（臨財）	臨時財政対策債 5年度発行可能額から総務省概算要求の内容を考慮して想定

表－2 令和6年度歳出見込額（予算編成方針時点）

令和6年度予算編成方針 岁出見込額			
5,408,500千円			

(単位：千円)

区分	R3	R4	R5			R6歳出見込額（編成方針）		
	決算額 ①	予算額 ②	予算額 ③	対前年度増減		見込額 ④	対前年度増減	
				増減額 ③-②	増減率		増減額 ④-③	増減率
1 人件費	1,014,594	1,041,889	1,045,449	3,560	0.3%	1,067,300	21,851	2.1%
* うち職員給	622,859	648,745	618,336	-30,409	-4.7%	631,260	12,924	2.1%
							・定年延長、定年退職者数等の推移による影響を想定	
2 物件費	793,250	806,553	861,521	54,968	6.8%	872,900	11,379	1.3%
							・事務事業費等調などを基に想定	
3 維持補修費	56,044	46,842	44,740	-2,102	-4.5%	47,400	2,660	5.9%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
4 扶助費	896,031	716,779	718,554	1,775	0.2%	723,100	4,546	0.6%
							・事務事業費等調などを基に想定	
5 補助費等	1,028,062	990,225	1,124,778	134,553	13.6%	1,137,700	12,922	1.1%
							10,296	1.5%
(1)一部事務組合	672,009	662,147	686,426	24,279	3.7%	696,722	2,626	0.6%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
(2)その他	356,053	328,078	438,352	110,274	33.6%	440,978	49,964	11.7%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
6 普通建設事業費	307,945	485,281	163,781	-321,500	-66.3%	269,796	106,015	64.7%
							56,051	127.5%
(1)補助事業費	98,699	148,500	43,949	-104,551	-70.4%	100,000	49,964	41.7%
							・事務事業費等調などを基に想定	
(2)単独事業費	209,246	336,781	119,832	-216,949	-64.4%	169,796	49,964	41.7%
							・事務事業費等調などを基に想定	
7 災害復旧事業費	0	4	4	0	0.0%	4	0	0.0%
(1)補助事業費	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
(2)単独事業費	0	4	4	0	0.0%	4	0	0.0%
8 公債費	650,781	663,661	679,344	15,683	2.4%	610,400	-68,944	-10.1%
							9	0.0%
9 積立金	653,269	309,706	90,690	-219,016	-70.7%	90,699	9,062	1.6%
							・歳入のふるさと納税寄附金と相殺	
10 投資及び出資金	3,000	3,000	3,000	0	0.0%	3,000	0	0.0%
11 貸付金	0	1	1	0	0.0%	1	0	0.0%
							9,062	1.6%
12 繰出金	577,997	609,059	572,138	-36,921	-6.1%	581,200	49,964	8.6%
							・事務事業費等調などを基に想定	
13 予備費	0	5,000	5,000	0	0.0%	5,000	0	0.0%
合計	5,980,973	5,678,000	5,309,000	-369,000	-6.5%	5,408,500	99,500	1.9%

3 予算編成作業にあたっての留意点

ここ数年の本町は、国の交付金・補助金を積極活用し、公共施設の耐震化や大規模修繕工事を実施し、将来の財政負担を大きく軽減するように努めてきた。

これら成果を土台とし、人口減少、超高齢社会へ対応しながら、町の継続的な活性化を図るために、「将来の町の活性化につながる施策に戦略的に取り組むこと」（北部地域活性化事業など）及び「社会構造の変化等に対応する施策に包括的に取り組むこと」（with コロナ・after コロナを見据えた検討、DXの推進など）とともに、近年増加している町債残高について、町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき削減するなど、「町の財政健全化に取り組むこと」（町債残高削減など）を推進する必要がある。このため、以下の点に留意して予算編成作業を実施するものとする。

（1）選択と集中を原則とした予算編成

「1 令和 6 年度町政運営及び予算編成基本方針」で示した事業内容を具体的に検討し、取り組むものとする。なお、「2 令和 6 年度財政見通し」で示したように、現時点で 1 億 9,900 万円の財源不足額が見込まれている。このため、基本方針に示した事業分野に対して重点的に予算を振り分ける、「選択と集中を原則」とした予算編成とする。

このため、町の主要計画である「第 6 次総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）」及び「令和 2 年 7 月町長選挙公約」などに該当する事業であるか否かを「事業別明細書」に記載し、事業の必要性及び重要度等の明確化を図るとともに、事業採択の判断基準とする。また、予算要求書とともに作成する「事業別明細書」に記載する事業は、予算要望額が 100 万円を超える事業、新規事業及び重要事業とし、表-3 のとおり、事業分類を明記し、事業の必要性及び重要度等を明記するものとする。なお、新規事業については、基本的に予算編成基本方針に基づく施策に限定する。なお、住民福祉の向上等に寄与する、緊急・重要な課題解決等に必要な施策には効果的に取り組むものとするが、その事業財源については、「既存事業の見直しを行う中で確保すること」及び「今年度から新たに設けた重点政策予算枠の中で調整すること」を基本とする。

（2）コスト意識と適正な経費算定

行政サービスである各種事業には必ずコストがかかる。このコストに対する意識を持つとともに費用対効果の検証が必要である。さらに、予算と決算の乖離について精査し、必要最小限の経費を的確に算定するものとする。

（3）国、県の補助制度等の積極的活用

財源不足が見込まれるなか、事業財源として活用できる国、県の財政支援を効率的に獲得するため、これまで以上に国、県の予算編成動向を注視すること。なお、国、県からの財政支援が減少あるいは廃止される事業については、事業見直しの好機と考え、先例に捉われることなく柔軟な発想・思考をもって対応すること。また、継続して必要な事業財源については、あらゆる機会を通じて、国、県への要望を行い、財源確保について積極的に行動すること。

(4) 財政健全化の推進

地方債を活用して実施する普通建設事業はすべて町長査定とする。また、町債残高の削減を図るため、普通建設事業に係る町債の発行上限額を令和6年度は1億5千万円と設定する。ただし、災害復旧事業及び後年度に交付税措置などの財政支援がある有利な起債等ができる場合は、別途検討する。

(5) 特別会計及び企業会計に関する留意点

特別会計においては、安定的な運営のため、保険料の徴収率向上や給付費の適正化などに取り組み、財政の健全化に努め、一般会計からの繰入れは原則として法令等で定められた範囲内とする。企業会計においても、効率的、合理的な予算編成及び執行を行い、自己財源の確保を図り、一般会計からの繰入れは原則として法令等で定められた範囲内とする。

表-3 事業別明細書の概要

1.事業別明細書の概要	
(1) 事業別明細書では、次の4種類に事業を分類する。	
(2) 実施事業が、①の本予算編成基本方針で示した重要事業である場合は、その事業名を記入する。なお、該当事業には4点の評点を付与する。	
(3) 実施事業が、②から④に位置付けられている事業である場合は、その事業名を記入する。なお、該当事業には2点の評点を付与する。	
(4) 事業採択にあたっては、評点の合計点を重視する。	
(5) 事業名の記入にあたっては、表-4「事業の分類一覧表」に基づきドロップダウンリストを作成し、記入の効率化を図る。	
2.事業の分類	
① R6予算編成基本方針事業	4点
② 第6次総合計画（基本目標ターゲット）	2点
③ まち・ひと・しごと創生総合戦略	2点
④ 令和2年7月町長選挙公約	2点

4 具体的な予算編成手法

令和6年度予算は、予算編成方針（令和5年10月2日提示）で示された基本方針を踏まえ、以下の手法により予算編成を行うものとする。

(1) 各課における目標の設定

令和6年度予算においても、「課の役割」と「個別事業とその目標」を各課において作成し、予算参考資料等により公表する。（様式は昨年と同様）

考え方及び手順は次のとおりである。

- | |
|---|
| ① 「個別事業とその目標（案）」を各課で検討。 |
| ② 「個別事業とその目標（案）」を踏まえて、予算要求書及び事業別明細書（事業目標及び成果指標も明記すること）等を作成。 |
| ③ 予算編成終了時に、「個別事業とその目標（案）」を見直し、最終版を作成。 |

人事評価制度における課の組織目標は、この「個別事業とその目標」を踏まえるとともに、個々の職員の目標も加味して作成することとする。

(2) 予算要求基準額の設定

「2 令和6年度財政見通し」で示したとおり、本町における一般財源の確保は極めて厳しい状況であり、今後の財政運営においては、今まで以上の予算の圧縮が避けられない状況となっている。

については、令和6年度の予算編成においては、「所管課等マネジメント予算」（従来の一般財源枠配分方式と同様だが、所管課の判断で予算編成できる予算枠ということを明確化）により行い、一般財源分の予算要求基準額を設定する。

また、今回から新たに予算編成方針に基づいた重点事業を実施するための予算枠として、「重点政策予算」（新規事業や既存事業を拡充する予算枠）を設けるものとする。

なお、所管課別の所管課等マネジメント予算及び重点政策予算枠の取扱いについては、別途、政策財政課長より通知させる。

(3) 所管課等マネジメント予算及び重点政策予算枠による予算編成の実施

予算編成は、政策形成の一手法であり、できるだけ多くの町職員が予算について、主体的に考え、取り組んでいただきたい。そして、職員一人ひとりが、少しでも着実に変えていくという改革意識を持つことによって、変化のスピードが速い社会情勢に対して的確に対応できる職員を養うことができる。各所属長に対しては、令和6年度予算をみんなで作りあげていけるように、各所属職員の積極的な取り組みを促していただきたい。

① 所管課等マネジメント予算配分方式

所管課等マネジメント予算配分方式とは、予算編成にあたって各課等にあらかじめ一定額の予算（各課等の裁量で各種事業を行うための一般財源分）を提示し、その予算の範囲内で、各課等の判断で予算要求を行う方法である。

なお、政策財政課では、以下の図のような考え方で一般財源の予算額を各課等に提示し、その範囲内で予算編成を行うものとする。

また、予算要求された内容については、政策財政課で町の政策方針等を考慮し、予算の全体的な調整を行うため、予算ヒアリングを実施する。

＜所管課等マネジメント予算配分方式の効果＞

ア. 町事業のスクラップアンドビルトの促進

政策財政課による予算査定では、事業所管課が必要であると主張する事

業を一方的に廃止することや狙い撃ちのある事業だけを廃止することは難しく、一方で事業所管課としても自主的に事業を廃止し、縮小したとしてもその分の予算を削減されるだけで何のメリットもなく、積極的に廃止しようとするインセンティブが働かないため、事業のダイナミックな組み換え等が行われることは少なかったと言える。さらに、以前に実施していた経常経費の枠配分予算の方法も、一定の成果はあったものの、基本的には経常経費のみの枠配分であったため、町事業の全体的なスクランプアンドビルドの促進にはあまり繋がらなかった。

このような経緯を踏まえて、所管課等マネジメント予算配分方式では、事業所管課の権限で予算編成できる範囲を広げ、事業所管課で不要な事業を廃止した分（一般財源分）、新規事業に予算を回すことが可能になることから、事業の廃止、新規立案が柔軟に行うことができるようになっている。

イ. 事業所管課の視点に立った行政運営の推進

歳入の増加が期待できない状況下では、特定の事業に予算を厚く配分するには、他の事業を削って必要な予算を捻出する必要がある。また、単純にシーリング方式では真に必要性が高く、重点的、戦略的に推進すべき事業も一律にカットされてしまうという懸念がある。このため、所管課等マネジメント予算配分方式の導入により、より現場に近く精度の高い情報を有している事業所管課の判断で必要な事業の予算配分が可能になり、ひいては行政サービスの向上に繋がることを目的にしている。

ウ. 自主性・自律性の確保とコスト意識の向上

従来の政策財政課による査定方式では、財政的な問題を考えるのは管理（財政）部門の仕事で、事業所管課には関係がないという傾向があったが、所管課等マネジメント予算配分方式では、各課等が自らの権限と責任で予算編成（補助金や地方債の活用の検討）を考えることになるので、財政状況や事業コストに対する意識向上が図れることが期待される。

②重点政策予算枠

「重点政策予算枠」とは、新規事業や既存事業を拡充するための予算枠として、あらかじめ一定の予算枠を確保するものである。実際の予算配分については、予算ヒアリングを実施する中で所管課とも協議し、最終的に町長査定で配分を決定する。

歳入	一般財源	歳出	●所管課等マネジメント予算（各課等に枠配分） ①所管課等の裁量で予算化できる、一般財源予算要求基準額（枠配分額）は、前年度決算額、令和5年9月補正後の予算額、令和5年8月1日付け実施の令和6年度予算編成作業に向けた事務事業費等調査を参考に政策財政課で査定（上限設定）する。
----	------	----	---

		<p>②基本的には、各課等に配分された枠配分額の範囲内で、個別事業の予算化を検討する。なお、検討にあたっては、事務事業費等調査の事務事業評価、事務事業の見直し等を踏まえて行うこと。</p> <p>③普通建設事業費（実施設計業務、工事請負費、公有財産購入費、物件移転補償等）については、枠配分額の対象外とするが必ず事業別明細書を作成のうえ提出すること。また、予算要求にあたっては、補助金や交付税措置のある地方債の活用を検討すること。</p> <p>④枠配分額は、法令で定められた経費を優先に充当すること（補正対応ありきの予算要求は認めない）。</p> <p>⑤枠配分額の範囲内に収まらない事業費は、優先度の高い順に予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）を作成し、提出すること。なお、予算計上希望事業一覧には、枠配分額を超過した一部の事業費を記載するのではなく、当該事業費の全額を記載すること。</p> <p>⑥予算計上希望事業（枠配分額に収まらない事業）は、第1回ヒアリング時に内容を聴取し、予算計上の有無を町全体の予算の中で総合的に必要性等を検討する。</p> <p>●重点政策予算（重点施策用の予算枠）</p> <p>①新規事業や既存事業を拡充するための予算枠</p> <p>●このほか、以下の予算は政策財政課で金額を指示</p> <p>①人件費、公債費</p>
特定財源		<p>●特定財源充当分</p> <p>①法令の規定により実施しなければならない事業についても、過大な要求とならないように国や県の補助金等と併せて、政策財政課で提示された一般財源の範囲内で予算要求するよう検討すること。</p> <p>②事業費全額が補助金等で実施できるものは、そのまま予算要求すること。 ただし、施設等の整備や後年度にランニングコストがかかる事業は政策会議や町長査定等で</p>

			<p>実施の有無を検討すること。</p> <p>③地方債を活用して実施する普通建設事業はすべて町長査定とする。また、町債残高削減を図るため、普通建設事業に係る町債の発行上限額を1億5千万円と設定する。</p> <p>④町債の活用は、交付税措置のあるものを検討すること。</p>
--	--	--	--

5 令和6年度一般会計当初予算編成スケジュール

① 政策会議（10月2日）

- (1) 令和6年度一般会計予算の歳入・歳出の見込額の提示
- (2) 予算編成方針案等の協議・決定
- (3) 予算見積書等の提出の通知
- (4) 政策財政課長による令和6年度一般財源予算要求基準額（所管課等マネジメント予算）は10月16日までに提示する。

(5) 10月2日から令和6年度予算入力可

↓

② 予算編成方針等の通知（10月2日）

↓

③ 議員要望提出予定日（10月6日）

- (1) 9月の定期全協で議会事務局が説明し、10月6日までに政策財政課に提出する。
- (2) 要望をとりまとめ、各課等に提示し、予算編成の検討材料とする。

↓

④ 予算見積書提出期限（11月1日）

- (1) 一般財源予算要求基準額（所管課等マネジメント予算）の範囲内で予算見積書を作成・提出する。
- (2) 一般財源予算要求基準額の範囲内に収まらない事業費は、優先度の高い順に予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）を作成し、提出すること。

↓

⑤ 第1回予算ヒアリング（11月8日～10日）

予算要求（予算計上希望事業一覧の事業含む）された内容のヒアリングの実施

↓

⑥ 政策会議（11月24日）

予算要求等の状況についての説明

↓

⑦ 予算査定方針の通知（12月1日）

↓

⑧ 第2回予算ヒアリング（12月12日～15日）

- (1) 第1回予算ヒアリング結果に伴う査定
- (2) 所管課で優先順位をつけた予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）の査定（所管課の予算計上希望事業を町全体の視点で調整）
- (3) 予算編成方針に基づく事業で、一般財源予算要求基準額の範囲内に要求額が收まり、かつ、普通建設事業費の予算要求がない課等はヒアリングを実施しません。ただし、予算が確定したわけではありませんのでご了承ください。

(4) ヒアリング結果を政策財政課で調整後、町長、副町長と協議

↓

⑨ 町長査定（最終査定） 令和 6 年 1 月 9 日

町長による最終的な査定（必要に応じて現地確認も実施）

↓

⑩ 政策会議 1 月 18 日

令和 6 年度予算案の確定（決定）

↓

⑪ 議会予算説明 2 月 9 日

議会への予算案の概要説明

↓

⑫ 議会議上程 2 月 28 日

(1) 令和 6 年度予算案（特別会計及び企業会計を含む）は、予算特別委員会に付託される予定

(2) 予算特別委員会では、三役をはじめ、関係課長、担当職員が出席する予定

※日程については現時点での予定であり、予算編成の進捗状況を踏まえて変更することがあるので留意願いたい。なお、日程を変更する場合にはその都度、政策財政課より連絡する。

表-4 事業の分類一覧表（ドロップダウンリスト）

予算編成基本方針事業	予算編成基本方針の1から8
------------	---------------

第6次鳩山町総合計画		第6次鳩山町総合計画における実施計画
基本目標 (ターゲット)	1 環境と共生できるまちづくり	(環-1) 森林整備計画 (環-2) 緑の基本計画 (環-3) 空家等対策計画 (環-4) エコオフィスはとやま行動計画
	2 健康に長生きできるまちづくり	(健-1) まめで健康21プラン (健-2) 特定健康審査等実施計画 (健-3) 保健事業実施計画 (健-4) 高齢者福祉総合計画
	3 安全安心に暮らせるまちづくり	(安-1) 地域福祉推進プラン (安-2) 障がい者福祉計画 (安-3) いのち支える自殺対策行動計画 (安-4) 国土強靭化地域計画 (安-5) 地域防災計画 (安-6) 国民保護計画 (安-7) 危機管理指針 (安-8) 交通安全計画 (安-9) 情報セキュリティポリシー
	4 潤いのある生活ができるまちづくり	(潤-1) 都市計画マスタープラン (潤-2) 立地適正化計画 (潤-3) 農業振興地域整備計画 (潤-4) 農村環境計画 (潤-5) 交通基本計画
	5 子育てしやすいまちづくり	(子-1) 子ども・子育て支援事業計画 (子-2) 教育振興基本計画 (子-3) 特定事業主行動計画
	6 文化創造・多文化共生のまちづくり	(文-1) 人権政策推進計画 (文-2) 男女共同参画計画

まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置づけ
1 雇用を生み出す基礎的インフラ等の整備	(創-1-1) 企業誘致 (創-1-2) 就職支援 (創-1-3) 女性の活躍による6次産業化の推進 (創-1-4) 耕作放棄地・荒廃山林の再生 (創-1-5) 泉井・上熊井地区活性化取組方針の推進 （整備したインフラの活用）（北部地域活性化） (創-1-6) 起業支援 (創-1-7) ふるさと納税返礼品製造推進事業 (創-1-8) 上熊井農産物直売所（ちょくくま）の活性化 (創-1-9) 地域ブランドの創出
	(創-2-1) 中山間地域における「多世代交流・多機能型」拠点の形成 (創-2-2) 既存ストックや各種資源を活用した多様な交流の創出 (創-2-3) 農業・スポーツ・文化芸術を楽しむ交流人口の拡大 (創-2-4) 衛星やICT等を利活用した魅力的な情報の発信と活用 (創-2-5) 鳩山町からの流出人口の減少 (創-2-6) 鳩山町への移住・Uターン推進 (創-2-7) （移住推進のための）子育て支援、待機児童ゼロのPR (創-2-8) （移住推進のための）特色ある教育

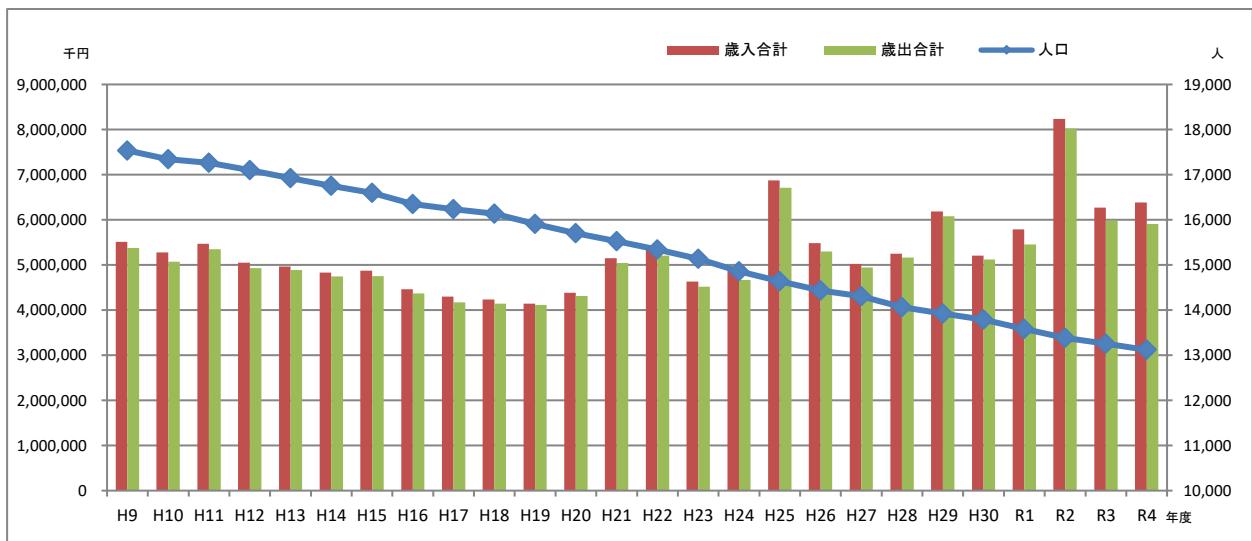
	(創-2-9) ふるさと納税の推進
	(創-2-10) 企業版ふるさと納税、クラウドファンディングの推進 (企業の CSR/SDGs への訴求)
	(創-2-11) 上熊井農産物直売所（ちょっくま）の活性化（再）
	(創-2-12) コワーキングスペース・サテライトオフィスの増大
	(創-2-13) 学生シェアハウスの拡大
	(創-2-14) 空き家バンクの活性化
	(創-2-15) 居住誘導区域における老朽住宅の取り壊し補助、移住優遇制度
	(創-2-16) 住民との協働による PR 動画作成
	(創-2-17) ふるさと納税、交流人口拡大のための仮称鳩山応援クラブ設立
	(創-2-18) ふるさと教育
	(創-2-19) スポーツによる町の活性化
3 結婚・出産・子育ての包括支援	(創-3-1) 子育て世代包括支援システムの整備・広域連携による結婚支援
	(創-3-2) 三世代同居（二世帯住宅）・近居（町内同居）等の推進
	(創-3-3) きめ細やかな学習支援の推進
	(創-3-4) ワークライフバランスの推進
	(創-3-5) 待機児童ゼロの継続
	(創-3-6) 子育て環境の改善、子育て支援
	(創-3-7) 学童保育所の整備充実
	(創-3-8) 情報教育
	(創-3-9) 英語教育、特色ある教育の推進
4 住民と町の協働による地域活性化	(創-4-1) 福祉・健康複合施設を核とした多様な連携と活性化の推進
	(創-4-2) 都市のコンパクト化と交通ネットワークの形成
	(創-4-3) 公共インフラの長寿命化と維持管理の適正化
	(創-4-4) 地域分散型エネルギー・システムの研究
	(創-4-5) 公共交通の充実（町外拠点への延伸）
	(創-4-6) 健康づくり事業の推進
	(創-4-7) 生きがいづくり
	(創-4-8) 防災環境の整備
	(創-4-9) サロン事業の充実
	(創-4-10) 地域共生社会の実現（重層的支援体制整備事業の推進）

令和2年7月町長選挙公約			町長選挙公約における位置づけ
重 点 事 業	1	安全・安心、そして健康なまちづくりを推進します。	(町-1-1) 交通安全の推進 (町-1-2) 犯罪のない町づくりの推進 (町-1-3) 健康なまちづくりの推進
	2	企業誘致を推進します。	(町-2-1) 企業誘致を実現し、税収確保の推進
	3	デマンドタクシーをより使いやすくします。	(町-3-1) デマンドタクシーの町外運行、土日運行の実現を目指す。
	4	財政健全化を推進します。	(町-4-1) 起債残高の削減計画を作成し、起債を削減
	5	新型コロナ感染症対策を推進します。	(町-5-1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民への支援 (町-5-2) 新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式の推進

本町の財政状況と決算分析

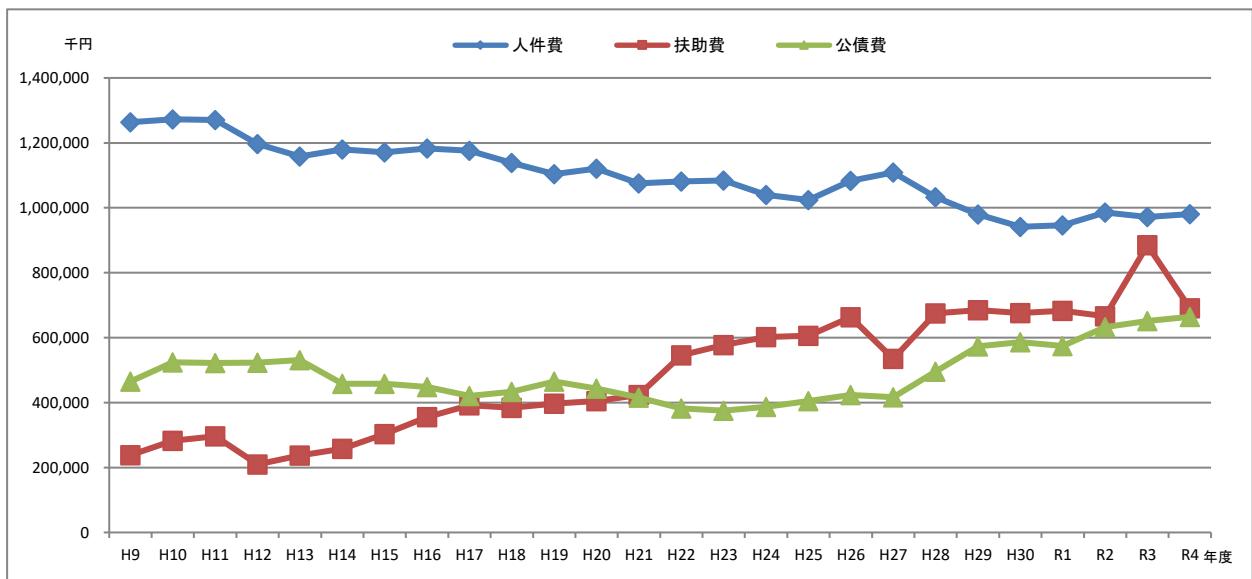
1 本町の財政状況

(1) 財政規模の推移



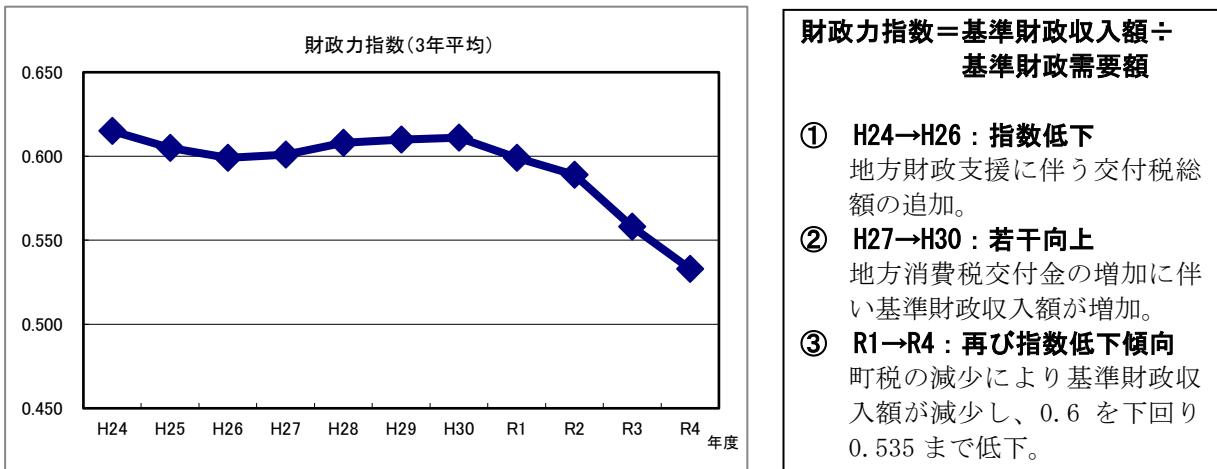
- ① 平成 19 年度までは人口と財政規模は、ほぼ同様な傾向で推移。
 - ② 平成 21 年度及び 22 年度は国の経済対策交付金、25 年度及び 26 年度は地域の元気臨時交付金、29 年度から令和 2 年度は社会資本整備総合交付金、農山漁村振興交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等により財政規模が拡大。
- * 人口減少に伴い町税収入は減少しているが、各種交付金等の積極活用により財政規模が拡大。

(2) 義務的経費の推移

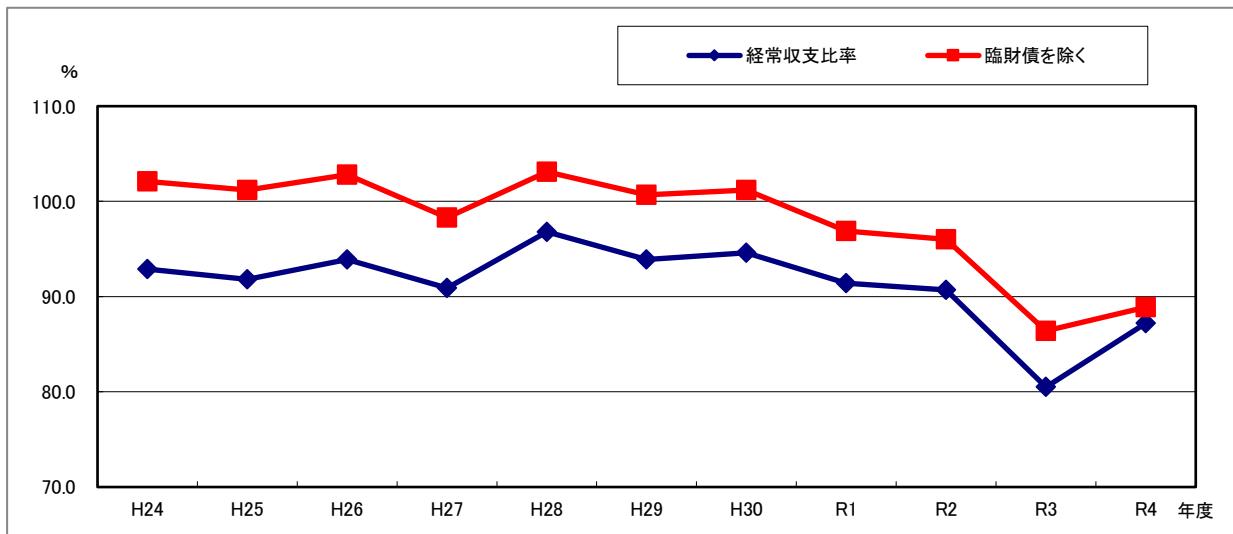


- ① 義務的経費全体で増加傾向にあり、平成 22 年度以降は 20 億円を超えていている。
 - ② 人口が減少しているため、1 人当たりの義務的経費は増加している。
- * 義務的経費全体で増加傾向にあり、特に扶助費が大きな増加要因である。また、近年は公債費も増加傾向にある。

(3) 財政力指数の推移



(4) 経常収支比率の推移



① 令和4年度の経常収支比率は前年度に比べて悪化した。

⇒経常一般財源である臨時財政対策債が大幅に減少したことに加えて、物件費や公債費等に対する充当経常一般財源が増加したこと、経常収支比率は87.9%となり、前年度に比べ7.4ポイント悪化した。

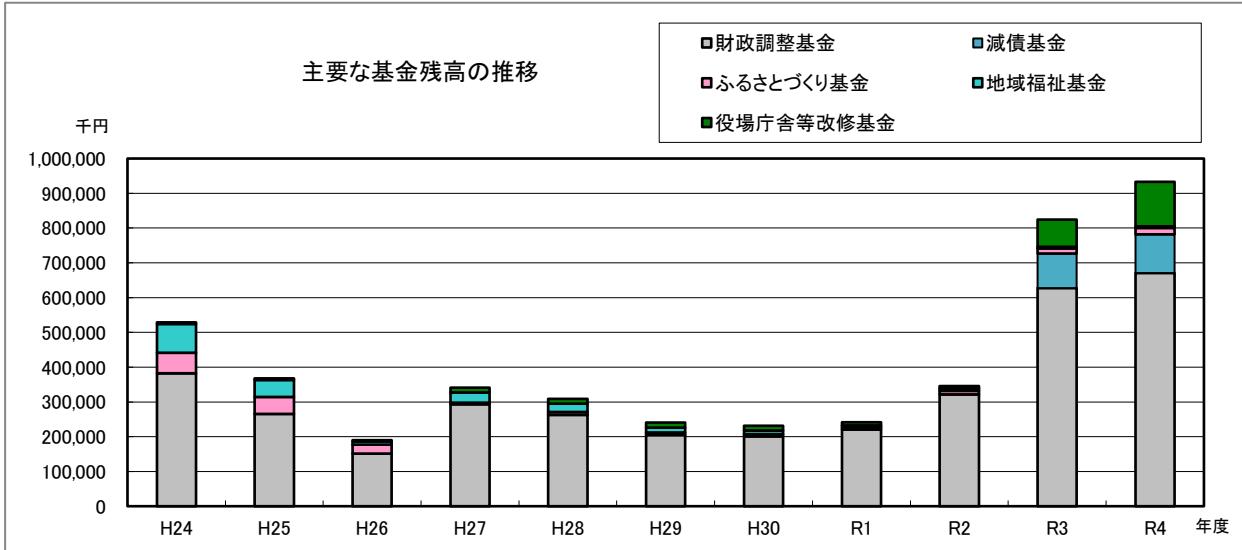
② 平成28年度の経常収支比率は過去最高値となった。

⇒各種交付金、地方交付税等の経常一般財源が減少した一方で、公債費、扶助費等の支出が増加したことで、経常収支比率は96.8%となり、これまでの最高であった平成18年度の94.7%を上回った。

③ 令和元年度以降の経常収支比率は改善傾向となっている。

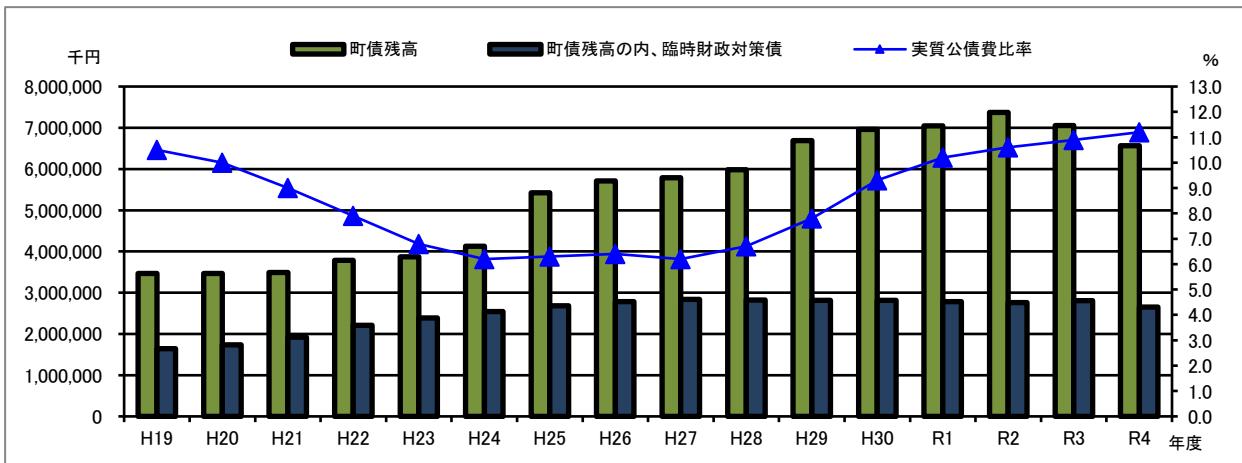
⇒令和元年度は91.4%（対前年度比3.2ポイント）、令和2年度は90.7%（対前年度比0.7ポイント）、令和3年度は80.5%（対前年度比10.2ポイント）と3年連続で改善した。いずれの年度も地方交付税や地方消費税交付金等の増加によるもので、分母である経常一般財源が増加したことによるものである。

(5) 基金残高の推移



- ① 主要な基金（5 基金）の残高は減少し続け、平成 26 年度末残高は約 1 億 9 千万円まで減少した。
 - ② 平成 27 年度は事業見直し調査の実施、普通建設事業費の削減などにより財政調整基金への積み立てを行い年度末残高は約 3 億 4 千万円まで回復した。
 - ③ 平成 28 年度以降は再び減少傾向に転じ、30 年度末では約 2 億 3 千万円まで減少したが、令和元年度以降は継続して積み立てを行い 4 年度末残高は約 9 億 3 千万円となった。
- * 町税収入の減少、公共施設等の老朽化、災害発生等の緊急事態に備えた基金の確保が必要。

(6) 町債残高等の推移



- ① 町債残高は平成 23 年度まで 40 億円未満で推移していたが、25 年度に 50 億円、29 年度には 60 億円を超えて、令和 2 年度まで増加傾向にあった。
 - ② これは、緊急防災・減災事業、社会資本整備事業等の財源として、地方債を活用していることが要因となっている。なお、残高の約 4 割は臨時財政対策債が占めている。
 - ③ 実質公債費比率は平成 24 年度までは低下し、その後は横ばいの状況であったが、28 年度以降は上昇傾向にある。
- * 令和 2 年度に策定した町債残高削減計画に基づき町債発行の抑制に引き続き取り組む。

2 財政指標等の今後の推移

【歳入の推移】

(単位 : 千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
町税	1,742,047	1,766,168	1,693,056	1,681,320	1,686,651
各種交付金等	435,407	430,941	469,215	531,881	513,532
地方交付税	1,204,009	1,303,353	1,392,742	1,712,280	1,788,977
国庫支出金	396,353	517,655	2,279,123	926,531	840,175
県支出金	302,228	424,048	463,437	397,477	354,022
繰入金	37,074	249,329	233,552	179,810	296,305
繰越金	104,184	82,804	336,280	212,986	289,853
町債	776,323	593,336	919,457	296,057	144,231
その他	156,613	394,272	385,177	332,484	472,609
(合計)	5,154,238	5,761,906	8,172,039	6,270,826	6,386,355

①義務的経費

- ・義務的経費は平成 22 年度以降、毎年 20 億円を超えている。
- ・扶助費は平成 24 年度に 6 億円を超え、近年は増加と減少を繰り返しながら徐々に増加していることから、聖域とせず、事業見直しによる縮減・圧縮が不可避となっている。
- ・公債費については、令和 2 年度以降 6 億円を超える支出となっている。令和 5 年度をピークに減少する見込みではあるが、令和 2 年度に策定した町債残高削減計画に基づき、町債発行を抑制することで公債費の縮減を図る必要がある。

②経常収支比率

- ・これまでも経常経費の縮減・圧縮に努めているが、地方財政支援（交付税・臨時財政対策債）などの外部要因により大きく変動する指標である。
- ・令和 4 年度は 87.2% と前年度に比べて悪化したが、令和 2 年度の比率を下回る結果となった。今後も財政健全化に向けて類似団体の平均値以下を目標として設定し、更に財政の弾力性を確保する取り組みが必要である。

③基金残高

- ・令和 4 年度末における主要な基金残高は、約 9 億 3 千万円と前年度に比べて約 1 億 900 万円増加したが、昨年 7 月の豪雨による災害復旧のため、一時的にではあるが多額の取崩しを行ったことから、社会経済情勢の急変、自然災害等の非常時に備えた継続した基金への積み立てが必要である。
- ・長期的な視点に立ち財政運営を行っていくためには、現状以上の基金を確保するとともに、基金に依存しない財政構造への転換を図る取り組みが急務な状況である。

④町債残高

- ・人口一人当たりの町債残高は、平成 30 年度は 50 万 5 千円、令和元年度は 51 万 9 千円、2 年度は 55 万 1 千円、3 年度は 53 万 2 千円と人口減少の影響もあり増加し続けていたが、令和 4 年度は 50 万円に減少している。
- ・町債残高の約 4 割は臨時財政対策債が占めており、当該町債における元利償還金は、後年度の普通交付税の需要額に理論償還費として算入（公債費）されている。
- ・なお、実質公債費比率は、令和元年度は 10.2%、2 年度は 10.6%、3 年度は 10.9%、4 年度は 11.2% と連続して上昇している。また、将来負担比率については、令和 4 年度は 90.3% と前年度に比べ 0.2 ポイント上昇し、県内町村平均を大きく上回る数値となっている。
- ・このような状況から、後年度への財政負担と本町の適正な財政規模を考慮したうえで、町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、引き続き町債残高の削減に取り組むものとする。